

東久留米市訓令乙第84号

令和5年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業実施要綱を次のように定める。

令和5年5月23日

東久留米市長 富田 竜馬

令和5年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大を受け、重症化するリスクの高い者の集団で形成される東久留米市内（以下「市内」という。）の障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）の従事者、利用者及びそれらの同居家族等が、PCR検査等で陽性又は濃厚接触者と判定された場合に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第15条に基づく調査として実施されるPCR検査の対象外となる事業所等の従事者等に対し、PCR検査を行う経費等を補助することで、早期に感染の状況を把握し、措置を講じることにより、当該感染症の感染拡大防止を図るとともに、事業所等への効果的な支援を行うことを目的とする。

(補助対象者)

第2 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 東京都知事又は東久留米市長（以下「市長」という。）から、別表第1に掲げる障害福祉サービスの指定又は許可を受けた事業所等を市内に有していること。
- (2) 前号に規定する事業所等の従事者、利用者及びそれらの同居家族等が、新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者と判定されていること。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和5年4月1日から同年6月30日までの間に、補助対象者が運営する第2に掲げる事業所等の従事者及び利用者（訪問系事業者等は、従事者に限る。）に、PCR検査を受検させる事業とする。ただし、感染症法第15条に基づく調査として実施される検査を除く。

(補助対象経費)

第4 補助金の対象となる経費は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が交付する他の補助金、給付金等の対象経費として計上している経費は、補助金の対象としない。

(補助金額)

第5 この補助金は、1事業所等につき、予算の範囲内で、別表第2に掲げる補助対象経費ごとに算出して合算した額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知等)

第7 市長は、第6の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、令和5年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に際し、必要と認める条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、令和5年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第8 第7第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定事業者」という。)は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合は、令和5年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業変更交付申請書兼請求書(様式第4号)に必要な書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、変更交付決定し、令和5年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業変更交付決定通知書(様式第5号)により、交付決定事業者に通ずるものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、不適当と認めるときは、令和5年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業変更不交付決定通知書(様式第6号)により、交付決定事業者に通ずるもの

とする。

(交付決定の取消し等)

第9 市長は、交付決定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、令和5年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業交付決定取消通知書(様式第7号)により、交付決定事業者へ通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を第4に定める補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこの要綱等の規定若しくは付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(実績報告)

第10 交付決定事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助金の交付決定をした会計年度が終了したときは、別に定める日までに、令和5年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業実績報告書(様式第8号)に必要な書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11 市長は、第10の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、令和5年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業補助金額確定通知書(様式第9号)により、交付決定事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第12 交付決定事業者は、第9の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長が別に定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

2 交付決定事業者は、第11の規定により補助金額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市長が別に定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第13 交付決定事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、令和5年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業消費税仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに当該仕入控除税額を市長へ報告しなければならない。

2 交付決定事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

3 市長は、第1項の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（関係書類の整備保管）

第14 交付決定事業者は、当該補助金及び補助対象事業に係る経費の収入及び支出の状況を明らかにした書類及び帳簿等並びに領収書等を整備し、当該補助対象事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間これらを保存しておかなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この期間を延長することができる。

（交付決定等に係る調査）

第15 市長は、この要綱による補助金に関し必要と認めるときは、交付決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 交付決定事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

（委任）

第16 この要綱及び東久留米市補助金交付規則（昭和47年東久留米市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和5年5月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第2関係）

障害福祉サービス事業所等	検査対象者
・ 共同生活援助（グループホーム）	利用者
・ 短期入所 ・ 生活介護 ・ 自立訓練 ・ 就労継続支援（A型・B型） ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 地域活動支援センター	従事者、利用者
・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 移動支援 ・ 日中一時支援（個別支援）	従事者
・ 日中一時支援（グループ支援）	従事者、利用者（グループ支援）

別表第2（第4、第5関係）

補助対象経費	補助金額
<p>(1) PCR検査費用</p>	<p>PCR検査1件につき、検査に要した費用と20,000円のいずれか低い額</p> <p>令和5年4月1日から同年6月30日までの期間中に検査に要した費用の上限は1人当たり20,000円を上限とする。</p>
<p>(2) PCR検査実施手数料 ※医療機関が検査を実施した場合に限る</p>	<p>1事業所等当たりのPCR検査実施手数料と下記の額のいずれか低い額</p> <p>①PCR検査実施人数が1人から25人までの場合 10,000円</p> <p>②PCR検査実施人数が26人から50人までの場合 20,000円</p> <p>③PCR検査実施人数が51人から75人までの場合 30,000円</p> <p>④PCR検査実施人数が76人以上の場合 40,000円</p>
<p>(3) 鼻咽頭ぬぐい液採取手数料 ※医療機関の医師又は看護師等が、直接鼻咽頭ぬぐい液採取を実施した場合に限る</p>	<p>1事業所等当たりの鼻咽頭ぬぐい液採取手数料と30,000円のいずれか低い額</p>
<p>(4) 新型コロナウイルス感染症陽性者指導料 ※医療機関の医師が指導を実施した場合に限る</p>	<p>陽性者に対し、感染拡大防止のための指導に要した費用と4,000円のいずれか低い額</p>